

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和2年(2020年)4月20日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 4月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 4月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】住宅の地震被害につき大規模損壊として支給された支援金につき,その後,被害は一部損壊であったとして支給決定取消とその返還を求めたが,事後的に返還を求めるのは支給の実効性,制度の信頼を揺るがすとして取消決定を違法とした事案(令和1年7月24日東京高裁)

【2】Yに土地,建物を売却したX1(82歳),X2(92歳)が,被る不利益を十分に理解していないことに乗じて著しく低廉な価格で売却させられたとして不動産売買契約を公序良俗に反し無効であるとし,慰謝料等の支払を求めたところ,これらが認容された事案(平成30年5月25日東京地裁)

【3】Xは相続した損害賠償請求権に基づき被相続人らを殺害したとするYを相手に起こした訴訟につき,Yの最後の住所地に発出された通知が到達したものと認めXのYに対する請求権は除斥期間内に保存されているとして民法724条により制限されない旨判示した事例(平成31年1月10日前橋地裁高崎支部)

【4】本訴原告兼反訴被告(以下原告)は本訴被告兼反訴原告(以下被告)のTwitterのリツイートにより原告の名前が棄損されたとして損害賠償を請求,一方被告は原告の提訴を「スラップ」訴訟として損害賠償を請求したところ,原告の請求を認め被告の反訴請求された事例(令和1年9月12日大阪地裁)

(知的財産)

【5】原告は商標を「ベジバリア」とし指定商品を第5類「サプリメント,栄養補助食品」として出願したところ,拒絶査定を受け不服審判を請求,特許庁が不成立の審決をしたので原告が審決取消を求めた事案で,審決の認定判断に誤りがあるとして原告請求を認容した(令和2年3月19日知財高裁)

【6】引用発明1及び甲4発明の装身具につき本件補正発明の構成とすることは当業者であれば容易になし得た旨判断した本件審決に対し,引用発明1と甲4発明はその具体的な課題においても発明の具体的な作用・機能も大きく異なるとして審決を取消した事例(令和2年3月19日知財高裁)

【7】特許異議の申立において本件発明の進歩性を否定して特許を取消した本件取消決定の取消しを求めた事案で,各引用文献の記載から本件技術を導くことは後知恵に基づく議論であり,これを周知の技術的事項と認めることはできないとして本件取消決定を取消した(令和2年3月19日知財高裁)

(民事手続)

【8】Xが,Yの雇用する看護師の過失で父であるAが転倒して死亡したなどと主張してYに損害賠償を求めた事案において,鑑定のためなされた死体の解剖写真に係る情報が記録された電磁的記録媒体が民訴法220条3号後段(法律関係文書)に該当するとされた事例(令和2年3月24日最高裁)

【9】検察官等から鑑定の囑託を受けた者が当該鑑定に関して作成し若しくは受領した文書等又はその写しは,民訴法220条4号ホに定める刑事事件に係る訴訟に関する書類又は刑事事件において押収されている文書に該当するとした事例(令和2年3月24日最高裁)

【10】強制執行の申立てをした債権者が債務者に対する不法行為に基づく損害賠償請求において当該強制執行に要した費用のうち民事訴訟費用等に関する法律2条各号に掲げられた費目のものを損害として主張することは許されないとされた(令和2年4月7日最高裁)

(刑事法)

【11】検察官がした刑事確定訴訟記録の閲覧申出の一部不許可処分に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告につき,本件特別抗告申立書には申立人の記名のみあり署名押印がないから同申立書による特別抗告の申立は無効と解すべきで,よって抗告を許可するとされた事例(令和2年3月23日最高裁)

(公法)

【12】取引相場のない株式の譲渡に係る所得税法59条1項所定の「その時における価額」につき、配当還元価額によって評価した原審の判断に違法があるとされた事例(令和2年3月24日最高裁)

【13】家屋の評価の誤りに基づきある年度の固定資産税等の税額が過大に決定されたことによる損害賠償請求権に係る民法724条後段所定の除斥期間は、当該年度の固定資産税等に係る賦課決定がされ所有者に納税通知書が交付された時から進行するとされた事例(令和2年3月24日最高裁)

【14】沖縄防衛局が埋立承認処分取消しを不服として行政不服審査法に基づき不服審査請求したところ、本判決は公有水面埋立法42条1項に基づく埋立承認は国の機関が行政不服審査法7条2項にいう「固有の資格」において相手方となるものということとはできないと判断(令和2年3月26日最高裁)

【15】大阪府高槻市の住民(X)は高槻市消防長に消防隊員の救急活動記録票公開の請求をしたが一部非公開とされたためその取消を求めた事案。原判決が一部の非公開処分を取消したため高槻市が控訴。本判決は搬送先欄記載の各情報は利益侵害情報に該当すると判断(令和1年5月16日大阪高裁)

(社会法)

【16】タクシー乗務員らが使用者に未払賃金等の支払を求めた事案。歩合給の計算に当たり売上高等の一定割合相当額から残業手当等相当額を控除する旨定めた賃金規則に基づきなされた残業手当等の支払は労働基準法37条に定める割増賃金の支払とはいえないとされた(令和2年3月30日最高裁)

【17】元従業員が未払賃金等を請求したところ、法内残業代及び時間外割増賃金合計約311万円及び付加金等155万円の支払を認めた原判決を変更し、本判決は職能手当には法内時間外労働手当も含まれると解し、定額残業代を控除した残業代の未払額3万9565円の限度でXの請求を認め、付加金は否定した(平成31年3月28日東京高裁)

【18】XはY社との間で雇用契約を締結したが試用期間中に退職勧奨を受け退職合意書を提出、その後退職合意は錯誤により無効。退職勧奨が不法行為にあたるとして未払賃金や損害賠償等を求めた。本判決は、Xのいずれの主張も退け請求を棄却した(平成30年5月22日東京地裁)

【19】Xは障害認定日からの障害厚生年金の支給を求めたが、本判決は、障害給付を受ける権利(支分権)の消滅時効は、厚生年金の裁定前であっても、厚年法所定の支払期が到来した時から進行するとし、時効消滅しているとしてXの請求を棄却(平成30年7月3日東京地裁)

【20】レストランの調理師だった甲が劇症型心筋炎で死亡。配偶者が、甲の死亡原因は長時間労働等として遺族補償年金等の支給を申請したが不支給とされたため取消を求めた事案。疲労の著しい蓄積により甲の免疫力に著しい異常が生じていた等として甲の死亡の業務起因性を肯定し、これを否定した本件各処分を取消した(令和1年5月15日大阪地裁)

【21】「ビジネスサポート協同組合」の名称でETCカード割引制度の共同精算事業を営む原告が、被告に対し「(協同組合)ビジネスサポート」の使用は不正競争防止法2条1項1号の不正競争に当たるとして使用の差止を求めたが、原告表示が原告の商品等表示として需要者の間に広く認識されているとはいえないとして同請求が棄却された事例(令和2年3月24日東京地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 東京高判令和元年7月24日 判例タイムズ1469号62頁

平成30年(行コ)第301号 不当利得返還請求控訴事件(取消,自判,上告,上告受理申立)

控訴人らは東日本大震災により居住するマンションが損壊し,当初一部損壊とされたが再調査により大規模半壊とされ,被災者生活再建支援法に基づき100万円ないし150万円の支援金を支給された。その後,区は再々調査を実施し,一部損壊とされたため支給決定を取消し支援金の返還を求めた。原判決は取消決定に違法はないとしたが,本判決は,多数の被災者に支援の必要性が高い時期に援助し生活再建を支援するという法の趣旨・目的に照らし,支援金は生活再建のために速やかに費消されることが当然に予定されており,事後的に返還を求められれば実効性や制度の信頼が失われる,将来決定が取り消されることは予想困難であり不意打ちになる等とし,支給決定は違法であるがこれを放置することが公共の福祉の要請に照らして著しく不当であるとまでは言えないので取消決定は違法であるとし,取消決定の取消は出訴期間を経過しているが,出訴期間の経過による不可争的効果の発生を理由として控訴人らに不利益を甘受させることが不当と認められる事情があり当然無効であるとし,原判決を取り消し,被控訴人の請求を棄却した。

(2) 東京地判平成30年5月25日 判例タイムズ1469号240頁

平成29年(ワ)第5812号 所有権移転登記抹消登記手続等請求事件(一部認容,確定)

建物所有者X1(82歳)及び土地建物所有者X2(92歳)は,各々Yとの間で不動産売買契約を締結したが,締結時に被る不利益を十分に理解していないことに乗じて著しく低廉な価格で売却させられたので公序良俗に反し無効であるとし,所有権移転登記抹消登記手続及び不法行為に基づく慰謝料及び弁護士費用相当額の支払いを求めた。本判決は,X1の売買につき,代金額350万円は固定資産税評価額の3割,想定取引価格の2割に満たず,一般的に買主が負担する登記費用31万3888円もX1が負担していることも考えると著しく低廉な価格の取引であり,X1は新住居を確保しておらず,売却後一定期間X1に賃貸する賃貸借契約の賃料等は月額222,000円と高額であることからすれば損失は非常に大きく,Yは高齢で理解力が低下していた可能性のあるX1に対し十分な説明をしないまま不合理な内容の契約を締結させ暴利を得ようとしたものであり公序良俗に反し無効とし,同契約を締結させた上で極めて不合理な内容の賃貸借契約書を作成させた行為はX1の不動産という財産権を違法に侵害する不法行為にあたるとしたが,精神的苦痛は所有権移転登記が抹消され所有権が保全されることにより慰謝し得るとし,弁護士費用相当額として50万円を認め,X2についても同様の判断をし合計1,135,000円を認めた。

(3) 前橋地高崎支判平成31年1月10日 判例時報2434号36頁

平成30年(ワ)第228号 損害賠償請求事件(認容(確定))

平成10年1月14日,Xの両親及び祖母が殺害された事件(以下,本件事件)に関し,Xは,Y が本件事件の犯行に及んだと主張し,殺害された両親らのY に対する各損害賠償請求権をXが相続したとして,Y に対し,訴訟を提起した。

本判決は,民法724条後段が除斥期間を定めたものであるとの理解を前提に,除斥期間の定められている請求権を保存するための行為として,除斥期間満了までに裁判外で権利行使の意思を明確にすれば足り,裁判上の権利行使を行うまでの必要ないとした上で,所在不明である場合に対する通知につき,Y が本件事件に及んだ直後から行方不明になっていることや,Y が住民票の住所地を従前の住所地に置いたまま変更していないことなどといった本件事情の下では,Y の最後の住所地に宛てて通知書面を発送し,同書面が通常同所に到達する期間を経過することでY が了知しうべき客観的な状態を生じたとして,同通知が到達したものと認め,XのY に対する前記請求権は除斥期間内に保存されていることから,民法724条により制限されない旨判示した。

(4) 大阪地判令和元年9月12日 判例時報2434号41頁

平成30年(ワ)第1593号(本訴),第7160号(反訴) 損害賠償請求事件(本訴一部認容・一部棄却,反訴棄却(控訴))

本訴請求は,本訴原告兼反訴被告(以下,原告)が,本訴被告兼反訴原告(以下,被告)がTwitterにおいて,他人がした投稿を引用する形式で自己のアカウントから投稿する方法(リツイート)によって行った投稿(以下,本件投稿)が原告に対する名誉棄損に当たると主張して被告に対し不法行為に基づく損害賠償請求として慰謝料等の110万円の支払いを求め,反訴請求は,被告が原告による本訴提起行為が訴権を濫用する「スラップ」訴訟に当たると主張して,原告に対し不法行為の損害賠償請求として慰謝料300万円の支払いを求めた事案。

本件投稿による名誉棄損の有無について,本判決は,本件投稿の行為主体について,「何らのコメントも付加せず元ツイートを引用するリツイートは,Twitterを利用する一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準とすれば,例えば,前後のツイートの内容から投稿者が当該リツイートをした意図が読み取れる場合など,一般の閲覧者をして投稿者

が当該リツイートをした意図が理解できるような特段の事情が認められない限り、リツイートの投稿者が自身のフォローに対し、当該元ツイートの内容に賛同する意思を示して行う表現行為と介するのが相当である」と説明した上で、特段の事情が認められないとして、本件投稿の行為主体を被告と認め、本件投稿が名誉棄損に該当すると判断して、原告の損害として33万円を認容した。なお、反訴請求についてはスラップの前提を欠くとして棄却した。

【知的財産】

(5) 知財高判令和2年3月19日 裁判所HP

令和元年(行ケ)第10152号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (認容)

原告は、「ベジバリア」の文字及び「塩・糖・脂」の文字を、上下2段にして成る商標(本願商標)について、第5類「サプリメント、栄養補助食品」を指定商品として、出願したところ、拒絶査定を受けたので、不服審判を請求したが、特許庁が不成立の審決をしたので、原告が、審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した事案。

審決の理由の要旨は、本願商標は、「塩糖脂」の文字を表して成る引用商標と類似する商標であり、かつ、その指定商品も引用商標の指定商品と同一又は類似であるから、商標法4条1項11号に該当する、というものであった。

本願商標の上段の「ベジバリア」の部分は、自他識別力を有すると考えられるのに対し、下段の「塩・糖・脂」の部分は、「・」が存在することもあって3つの文字がそれぞれ独立しており、自他識別力を有するものではない。引用商標の「塩糖脂」は、3つの文字が一体となっているところから、それらが一体の文字として自他識別力を有するという余地が生ずるが、「塩・糖・脂」の場合には、「・」により分離されているため、「塩糖脂」と同列に論じることができないものである。したがって、本願商標は、「ベジバリア塩・糖・脂」全体として、又は「ベジバリア」の部分としてのみ自他識別標識としての称呼、観念が生じるということになる。

以上を前提に、本願商標と引用商標の類否判断を行うと、まず、外観は、本願商標が「ベジバリア/塩・糖・脂」又は「ベジバリア」であるのに対し、引用商標は「塩糖脂」であるから、両者は異なる。

称呼は、本願商標が「ベジバリアエントウシ」、「ベジバリアシオトウアブラ」又は「ベジバリア」であるのに対し、引用商標は「エントウシ」又は「シオトウアブラ」であるから、これも異なる。

観念は、本願商標が、「ベジバリア塩・糖・脂」の場合には、野菜(ベジ)由来の障壁(バリア)であって、塩分、糖分、脂肪分の過剰から身体を守る物といった程度の観念が生じるか、あるいは、何ら観念が生じないものであり、「ベジバリア」の場合には、野菜由来の障壁といった程度の観念が生じるか、何ら観念が生じないのに対し、「塩糖脂」からは、塩分と糖分と脂肪分という観念が生じるか、あるいは、何ら観念が生じないものといえ、両者は、観念において異なるか、観念において対比できないものということになる。

以上によれば、本願商標と引用商標とは、外観、称呼、観念のいずれにおいても異なるか、少なくとも外観、称呼において異なるものである。したがって、本願商標が引用商標に類似するとはいえないから、本願商標が商標法4条1項11号に該当するとした本件審決の認定判断には誤りがあり、原告の取消事由に係る主張は理由がある、として原告の請求は認容された。

(6) 知財高判令和2年3月19日 裁判所HP

令和元年(行ケ)第10097号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟 (認容)

特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟。

本件審決は、引用発明1及び甲4発明の装身具は、いずれも、装身具を簡単にシャツの第一ボタンに装着できるようにするという共通の課題を有し、また、これを着用するに当たり、切欠き状の部分にボタンがはまり込むことで装着するという共通の機能を有するから、引用発明1のボタン係合部における切欠き状の部分の具体的な形状として、甲4発明の係止導孔を有する円形の釘挿通孔の態様を採用し、相違点2に係る本件補正発明の構成とすることは、当業者であれば容易になし得たことである旨判断した。

しかしながら、引用発明1は、簡易型のネクタイ本体を取付ける着用具を改良することによって、着用状態における位置ずれや傾きを生じ難く、着用操作も容易である簡易着用具付きネクタイを提供することを課題とするものである。一方、甲4に記載された考案は、襟飾り、生花等の種々の装飾小物、殊に襟前に止着する装身具について、着脱が簡単であり、かつ、衣服の損傷がほとんどない装身具取付台を提供することを課題とするものである。したがって、引用発明1と甲4発明は、その具体的な課題において、大きく異なるものといえる。

また、発明の作用・機能をみても、引用発明1は、基板部、ネクタイ取付部及び一对の突出片から成る簡易着用具を備え、ネクタイ取付部の裏側に位置する基板部に、その下縁を凹状に切り欠いたボタン係合部を設け、その切欠きにシャツの第一ボタンを係合させるとともに、一对の突片を襟下へ挿入することで、簡易蝶ネクタイの良好な着用状態及び簡単な着用操作を実現するものである。他方、甲4発明は、取付台主板に対して上方に係止導孔を連続形成した釘挿通孔を穿設すると共に、他の一部に背面方向に突出するピンを突設し、ピン先端にピン挟持機構を有するピン挿入キャップを冠着することで、釘の確実な止着と、各種装身小物の衣類への簡単な着脱を実現するものであって、

発明の具体的な作用・機能も、引用発明1とは大きく異なるものといえる。

加えて、仮に、引用発明1のボタン係合部19における切欠き状の部分の具体的な形状として、甲4発明の「細幅の係止導孔を有する円形の釘挿通孔」の態様を採用した場合には、ボタン係合部19の前側に位置し、その前側にネクタイが取り付けられるネクタイ取付部3が存在するため、簡易蝶ネクタイを着用する際に、簡易蝶ネクタイ及びネクタイ取付部に隠されて、第1ボタン及びボタン穴を視認することができないことになる。そのため、ボタン係合部を切欠き状にする場合よりも、着用具へのボタンの係合が困難となることは明らかであるといえる。

以上によれば、引用発明1と甲4発明とは、発明の課題や作用・機能が大きく異なるものであるから、甲1に接した当業者が、甲4の存在を認識していたとしても、甲4に記載された装身具取付台の構成から、「細幅の係止導孔を有する円形の釘挿通孔」の形状のみを取り出し、これを引用発明1のボタン係合部19における切欠き状の部分の具体的な形状として採用することは、当業者が容易に想到できたものであるとは認め難く、むしろ阻害要因があるといえる。

(7) 知財高判令和2年3月19日 裁判所HP

令和元年(行ケ)第10100号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

特許異議の申立てにおいて本件発明の進歩性を否定して特許を取り消した本件取消決定に対して、その決定の取り消しを求めた事案であって、各引用文献に記載された事項から本件技術を導くことは、後知恵に基づく議論といわざるを得ず、これを周知の技術的事項であると認めることはできないとして、決定を取消した事案。

引用文献4から6に記載された発光素子は、いずれもAlGaIn層又はAlGaAs層を組成傾斜層とするものであるが、引用文献4では緩衝層及び活性層における結晶格子歪の緩和を目的として緩衝層に隣接するガイド層を組成傾斜層とし、引用文献5では、隣接する2つの層(コンタクト層及びクラッド層)の間のヘテロギャップの低減を目的として当該2つの層自体を組成傾斜層とし、引用文献6では、隣接する2つの半導体層の間のヘテロギャップの低減を目的として2つの層の間に新たに組成傾斜層を設けるものである。このように、被告が指摘する引用文献4から6において、組成傾斜層の技術は、それぞれの素子を構成する特定の半導体積層体構造の一部として、異なる技術的意義のもとに採用されているといえるから、各引用文献に記載された事項から、半導体積層体構造や技術的意義を捨象し上位概念化して、半導体発光素子の技術分野において、その駆動電圧を低くするという課題を解決するために、AlGaIn層のAlの比率を傾斜させた組成傾斜層を採用すること(本件技術)を導くことは、後知恵に基づく議論といわざるを得ず、これを周知の技術的事項であると認めることはできない。

よって、本件技術が周知の技術的事項であるとして、相違点1,2に係る構成に想到することが容易であるとした本件取消決定の判断には誤りがある。

【民事手続】

(8) 最三決判令和2年3月24日 裁判所HP

令和元年(許)第11号 文書提出命令等に対する許可抗告事件(棄却)

(裁判要旨)

Xが、Yの雇用する看護師の過失により父であるAが転倒して頭部強打により死亡したなどと主張して、Yに対して損害賠償を求めた本案において、鑑定のために必要な処分としてされた死体の解剖の写真に係る情報が記録された電磁的記録媒体(以下、「本件準文書」という)が民訴法220条3号後段(法律関係文書)に該当するとされた事例。

(理由)

死体の解剖に原則としてその遺族の承諾が必要とされる(死体解剖保存法7条)ことや、司法解剖をする場合に解剖すべき死体について直系の親族等があるときはこれに通知しなければならないとされる(刑訴法225条1項,168条1項,刑訴規則132条において準用する同規則101条)ことなどに照らしても、Xは、その父であるAの死体が礼を失する態様によるなどして不当に傷付けられないことについて法的な利益を有するというべきである。司法解剖については遺族の承諾は不要とされており(死体解剖保存法7条3号,2条1項4号)、本件司法解剖も、Aの遺族の承諾の有無とは無関係に刑訴法所定の手続ののっとり行われたものであるものの、これによるAの死体に対する侵襲の範囲や態様によっては、Xの上記利益が侵害され得るものといえる。そして、上記写真は、本件司法解剖の経過や結果を正確に記録するために撮影されたものであり、犯罪捜査のための資料になるとともに、本件司法解剖によるAの死体に対する侵襲の範囲や態様を明らかにすることによってこれが適正に行われたことを示す資料にもなるものであると解され、本件司法解剖によるXの上記利益の侵害の有無等に係る法律関係を明らかにする面もあるといえることができる。

(9) 最三決令和2年3月24日 裁判所HP

令和元年(許)第12号 文書提出命令に対する許可抗告事件(破棄差戻)

(裁判要旨)

検察官等から鑑定の嘱託を受けた者が当該鑑定に関して作成し若しくは受領した文書等又はその写しは、民訴法220条4号ホに定める刑事事件に係る訴訟に関する書類又は刑事事件において押収されている文書に該当する。

(理由)

民訴法220条4号ホは、刑事事件関係書類を開示すべきか否かについて、文書提出命令の申立てを受けた裁判所がその内容等を個別に検討して判断すべきものとせず、これを刑事手続上の開示制度に係る規律に委ねる趣旨で、刑事事件関係書類を同号により提出が義務付けられる文書から一律に除外したものと解される。このことは、同法223条6項が、同法220条4号イからホまでに掲げる文書のうち同号ホに掲げる文書を除く文書についてのみ、そのいずれかに該当するかどうかの判断をするため文書提出命令の申立てに係る文書の提示をさせることができるとしていることから、明らかである。

そうすると、文書提出命令の申立てに係る文書等が刑事事件関係書類に該当するか否かを判断するに当たっては、当該文書等が民事訴訟に提出された場合の弊害の有無や程度を個別に検討すべきではなく、被告事件若しくは被疑事件に関して作成され又はこれらの事件において押収されている文書等であれば当然に刑事事件関係書類に該当すると解するのが相当である。また、上記の民訴法220条4号ホの趣旨等に照らせば、本件の文書等の写しについても刑事事件関係書類に該当すると解するのが相当である。そして、検察官、検察事務官又は司法警察職員による鑑定の嘱託は犯罪の捜査のためにされるものであって、この鑑定の嘱託を受けた者が当該鑑定に関して作成し又は受領した文書等が被告事件若しくは被疑事件に関して作成され又はこれらの事件において押収されている文書等に該当することは明らかである。

(10) 最三判令和2年4月7日 裁判所HP

平成31年(受)第606号 不法行為による損害賠償請求事件(破棄自判)

(裁判要旨)

強制執行の申立てをした債権者が債務者に対する不法行為に基づく損害賠償請求において当該強制執行に要した費用のうち民事訴訟費用等に関する法律2条各号に掲げられた費目のものを損害として主張することは許されない。

(理由)

民事執行法は、強制執行の費用で必要なものを債務者の負担とする旨を定め(42条1項)、このうち同条2項の規定により執行手続において同時に取り立てられたもの以外の費用については、その額を定める執行裁判所の裁判所書記官の処分(以下「費用額確定処分」という。)を経て、強制執行により取り立て得ることとしている(同条4項ないし8項、22条4号の2)。また、同法42条1項にいう強制執行の費用の範囲は、民事訴訟費用等に関する法律(以下「費用法」という。)2条各号においてその費目を掲げるものとされ、その額は、同条各号に定めるところによるとされている。これは、当該手続に一般的に必要と考えられるものを定型的、画一的に定めることにより、当該手続の当事者等に予測できない負担が生ずること等を防ぐとともに、当該費用の額を容易に確定することを可能とし、民事執行法等が費用額確定処分等により当該費用を簡易迅速に取り立て得るものとしていることとあいまって、適正な司法制度の維持と公平かつ円滑なその利用という公益目的を達成する趣旨に出たものと解される。そうすると、強制執行においてその申立てをした債権者が当該強制執行に要した費用のうち費用法2条各号に掲げられた費目のものについては、民事執行法42条2項により債務者から執行手続において取り立てるほかは専ら費用額確定処分を経て取り立てることが予定されているというべきであって、これを当該強制執行における債務者に対する不法行為に基づく損害賠償請求において損害として主張し得るとすることは上記趣旨を損なうこととなる。

【刑事法】

(11) 最三決令和2年3月23日 裁判所HP

令和2年(し)第78号 検察官がした刑事確定訴訟記録の閲覧申出の一部不許可処分に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

(判旨)

本件特別抗告申立書には、申立人の記名のみがあり署名押印がいずれもないから、同申立書による特別抗告の申立ては無効と解すべきである。よって、抗告を許可する。

【公法】

(12) 最三判令和2年3月24日 裁判所HP

平成30年(行ヒ)第422号 所得税更正処分取消等請求事件(一部認容判決を破棄差戻し)

取引相場のない株式の譲渡に係る所得税法59条1項所定の「その時における価額」につき、配当還元価額によって評価した原審の判断に違法があるとされた事例。

原判決は、所得税基本通達59-6が定める条件の下に適用される評価通達に定められた評価方法が、取引相場のない株式の譲渡時における客観的交換価値を算定する方法として一般的な合理性を有するものとの前提に立ち、本件株式譲渡が低額譲渡に当たらないにもかかわらず、これに当たるとしてされた本件各更正処分等は違法であると判断したが、最高裁判所は、譲渡所得に対する課税の趣旨に照らし、譲渡所得に対する課税の場面においては、相続税や贈与税の課税の場面を前提とする評価通達の前記の定めをそのまま用いることはできないとして、原判決の判断を否定した。

(13) 最三判令和2年3月24日 裁判所HP

平成30年(受)第388号 損害賠償請求事件(破棄差戻し等)

家屋の評価の誤りに基づきある年度の固定資産税等の税額が過大に決定されたことによる損害賠償請求権に係る民法724条後段所定の除斥期間は、当該年度の固定資産税等に係る賦課決定がされ所有者に納税通知書が交付された時から進行するとされた事例。

最高裁判所は、家屋の評価に関する同一の誤りを原因として複数年度の固定資産税等が過大に課された場合であっても、損害発生については不確定要素があるため、これに係る違法行為及び損害は、所有者に具体的な納税義務を生じさせる賦課決定等を単位として、すなわち年度ごとにみるべきであると判断した。

(14) 最一判令和2年3月26日 裁判所HP

令和元年(行ヒ)第367号 地方自治法251条の5に基づく違法な国の関与(裁決)の取消請求事件(上告棄却)

沖縄防衛局が事情変更により埋立て承認処分を取り消されたことを不服として行政不服審査法に基づく不服審査請求を行ったことについて、これが、国の機関等がその「固有の資格」において当該処分の相手方となるものとして同請求の適用が排除されているかが争われた事案である。

最高裁判所は、公有水面埋立法42条1項に基づく埋立ての承認は、国の機関が行政不服審査法7条2項にいう「固有の資格」において相手方となるものということとはできないと判断した。

(15) 大阪高判令和元年5月16日 判例時報2433号43頁

平成30年(行コ)第144号 公文書非公開決定処分取消請求控訴事件(一部取消、自判、一部控訴棄却(上告受理申立て))

大阪府高槻市の住民(X)が、高槻市消防長に対し、高槻市情報公開条例(本件条例)に基づき、消防隊員が個々の救急活動に係る情報を所定の書式に入力して作成した電磁的記録である救急活動記録票(本件記録)の公開を請求したところ、全部を公開しない旨の決定を受けたことから、高槻市に対し、本件記録のうち傷病者の氏名、住所、生年月日、傷病名などの項目を除いた部分に対する非公開決定の取消を求めた事案。本件条例では、個人識別情報又は利益侵害情報(特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの)を、原則として非公開情報と定めている。

原審(大阪地判平成30年11月9日・判例時報2433号46頁掲載)は、救急隊が出場した場所が記載された情報は個人識別情報に該当するとし、それ以外は個人識別情報には該当しないが、傷病者の具体的な症状や応急措置、救急活動の事実経過のまとめや自己評価等の内容が記載された情報は個人の人格に密接に関連するものであって、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあり、利益侵害情報に該当するとして、これらを除いた部分についての非公開決定処分を取り消し、その余の請求を棄却した。これに対し、高槻市が敗訴部分を不服として控訴した。

控訴審は、「搬送先」欄の傷病者が搬送された医療機関名や診療科目の記載された部分と傷病者が受けた応急措置の内容が記載された部分について、病気の種別や受診の事実をうかがい知ることが可能となること、これらは個人の身体に関わる重大な私的情報であり、個人の人格とも密接に関連するものというべきで、秘匿性が極めて高く、他人に知られたくないと考えるのが通常で、その期待は保護に値する、他の欄の各情報や報道、インターネットによる情報等の照合によって、事案によっては傷病者をかなりの程度絞り込むことが可能となる、従って、「搬送先」欄記載の各情報は個人の人格と密接に関連し、又は公にすれば個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものであり、利益侵害情報に該当する、等として、Xの請求のうち、当該部分について原判決を取り消した上で棄却し、Yのその余の控訴を棄却した。

【社会法】

(16) 最一判令和2年3月30日 裁判所HP

平成30年(受)第908号 賃金請求事件(破棄差戻)

(裁判要旨)

タクシー乗務員らが、使用者に対して、未払賃金等の支払を求めた事案において、歩合給の計算に当たり売上高等の一定割合に相当する金額から残業手当等に相当する金額を控除する旨の定めがある賃金規則に基づいてされた残業手当等の支払により労働基準法37条の定める割増賃金が支払われたとはいえないとされた事例。

(理由)

使用者が労働者に対して労働基準法37条の定める割増賃金を支払ったとすることができるか否かを判断する前提として、労働契約における賃金の定めにつき、通常の労働時間の賃金に当たる部分と同条の定める割増賃金に当たる部分とを判別することができる必要がある(最高裁平成3年(オ)第63号同6年6月13日第二小法廷判決・裁判集民事172号673頁,最高裁同21年(受)第1186号同24年3月8日第一小法廷判決・裁判集民事240号121頁,第1次上告審判決,前掲最高裁同29年7月7日第二小法廷判決参照)。

本件賃金規則の定める上記の仕組みは、その実質において、出来高払制の下で元来は歩合給として支払うことが予定されている賃金を、時間外労働等がある場合には、その一部につき名目のみを割増金に置き換えて支払うこととするものというべきであり、その割増金は、通常の労働時間の賃金である歩合給として支払われるべき部分を相当程度含んでいるものと解さざるを得ない。そして、割増金として支払われる賃金のうちの部分が時間外労働等に対する対価に当たるかは明らかでないから、本件賃金規則における賃金の定めにつき、通常の労働時間の賃金に当たる部分と労働基準法37条の定める割増賃金に当たる部分とを判別することはできないこととなる。

(17) 東京高判平成31年3月28日 判例時報2434号 77頁

平成29年(ネ)第 2423号 割増賃金等支払請求控訴事件(変更(確定))

Yの従業員であったXが、Yに対し、雇用契約に基づいて未払賃金等(遅延損害金、付加金を含む)を請求し、原判決は法内残業代及び時間外割増賃金合計約311万円、賃確法に基づく遅延損害金及び付加金約155万円を認めていた事案。

本判決は、労働時間について、原判決において認定資料としたシフト表等以外にPCのメール送信時刻、ログオフログ時刻なども認定資料として認定し、また、Xの月額賃金は、基本給、職能手当及び通勤手当により構成されているところ、職能手当には定額残業代(固定残業代)としての法内時間外労働手当も含まれるとし、かかる定額残業代の定めを労基法32条、36条に反し、公序良俗に反し無効であるとした原判決を変更し、定額残業代を控除した残業代の未払額3万9565円の限度でXの請求を認め、かつ付加金も否定した。

(18) 東京地判平成30年5月22日 判例タイムズ1469号202頁

平成28年(ワ)第34401号 地位確認等請求事件(請求棄却,確定)

XはY社との間で雇用契約を締結したが試用期間中に退職勧奨を受け、退職合意書(雇用契約の合意解約、離職証明書には会社都合と記載、退職合意金として1か月分を支給、一切異議申立や訴訟提起等をしない)を提出した。Xは退職合意は錯誤により無効、退職勧奨が不法行為にあたるとして未払賃金や損害賠償等を求め、Yは請求棄却のほか不起訴合意による不適法却下を求めた。本判決は、不起訴合意については、対象範囲が広範で具体的に特定されていない、本件紛争が顕在化していなかった、内容が片面的であること等を理由に、Xは民事裁判手続による権利保護の利益を放棄したとまでは言えないとして合意の効力は及ばないとしたが、Xは期待された営業成績をあげられていないことを自覚していた、退職届を出さなければ解雇するとして発言はなかった、Xに有利な退職合意金も盛り込まれている、面談から合意書提出までの2週間の間に異議を述べたりしていない等とし、錯誤があったとは言えないとし、本件ではXの退職に関する自己決定権を侵害するものであったとまでは認められないので退職勧奨が不法行為と構成するとは認められないとし、請求を棄却した。

(19) 東京地判平成30年7月3日 判例タイムズ1469号195頁

平成28年(行ウ)第287号 障害年金不支給決定取消請求事件(請求棄却,確定)

Xは平成18年12月に社会保険庁長官から受給権取得日を同年10月、障害等級3級の障害厚生年金支給の裁定を受け、同年11月分以降給付を受けていたが、同26年7月、厚生労働大臣に対し障害認定日である昭和63年8月からの障害厚生年金の裁定請求をしたところ却下処分を受けたため、取消しを求めた。本判決は、障害給付を受ける権利(支分権)は5年間で時効消滅し、同期間は権利を行使しうるときから進行するところ、受給権者は障害厚生年金にかかる裁定前は支給を受けることができないが、権利の発生要件や支給時期、金額等については厚年法に明確な規定があり、裁定は受給権者の請求に基づいて発生要件の存否等を公権的に確認するものに過ぎず、受給権者は裁定の請求をすることにより

同法の定めるところに従った内容の裁定を受けて障害厚生年金の支給を受けられることとなるので、裁定を受けていないことは、支分権の消滅時効の進行を妨げるものではないとし、消滅時効は障害厚生年金の裁定前であっても、厚年法所定の支払期が到来した時から進行するとし、平成21年5月分以前の支分権は時効により消滅しているとし請求を棄却した。

(20)大阪地判令和元年5月15日 判例時報2433号85頁

平成29年(行ウ)第34号 遺族補償給付等不支給処分取消請求事件(認容(控訴))

A社の経営するレストランで調理師として勤務していた者の配偶者Xが、調理師が劇症型心筋炎(本件疾病)を原因として死亡したのはA社における長時間労働等の加重業務が原因であると主張して、遺族補償年金等の支給を申請したが、不支給とされたことから、各不支給処分(本件各処分)の取消を求めた事案。

裁判所は、疲労の蓄積によって自然免疫機能の低下や獲得免疫機能の過剰といった免疫力の異常が発生する結果、ウイルスに感染しやすく、また、感染症の症状が重篤化しやすい状態になること自体については、相応の医学的な裏付けがあると認めるのが相当であるところ、調理師が本件疾病発症までの約12ヶ月間に従事した1ヶ月あたりの平均時間外労働時間数は約250時間であったことから、睡眠時間の極端な不足、極度の肉体的及び精神的負荷による疲労の著しい蓄積により、調理師の免疫力に著しい異常が生じており、長時間労働は感染症を発症及び重篤化させて死亡にいたる危険を内在するものであるところ、心筋炎の発症及びその劇症化は同危険の現実化したものと認められる、として、業務起因性を肯定し、これを否定した本件各処分を取り消した。

(21)東京地判令和2年3月24日 裁判所HP

令和元年(ワ)第14303号 不正競争行為差止等請求事件 不正競争 民事訴訟 (棄却)

「ビジネスサポート協同組合」の名称で高速道路ETCカード割引制度の共同精算事業を営んでいる原告が、被告に対し、被告が高速道路ETCカード事業等を営むに当たり、「協同組合ビジネスサポート」との名称及びその略称又は通称である「ビジネスサポート」という表示を使用することが、不正競争防止法2条1項1号の不正競争に当たると主張して、同名称及び同表示の使用の差止め等を求めた事案。

不正競争防止法2条1項1号の不正競争行為が成立するためには、他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されていること(周知性)が必要である。

しかし、原告表示(「ビジネスサポート協同組合」又は「ビジネスサポート」)について検討すると、これらは自他識別力を欠くか、自他識別力が極めて弱いものというべきである。

そうすると、このような原告表示(「ビジネスサポート協同組合」又は「ビジネスサポート」)が、法人の営業等を表示するものとして需要者の間に広く認識されるに至っているものとして周知性が肯定されることは、当該名称の使用の時期が相当程度に長くその浸透度も極めて大きいことなどから商品等表示該当性を獲得したといえるなどの事情がない限り、極めて困難というほかない。

しかして、原告の事業が全国の多種多様な業種の企業を対象にしていることに照らせば、原告表示の周知性を判断するに当たり、上記需要者は、特定の業種に限定されない全国各地の企業と認めるのが相当である。その上で、原告が、原告表示が広く認識されていることを具体的に立証するものとして提出した証拠をみても、需要者における浸透度が上記事情を肯定できるほど大きいとは必ずしもいえず、事柄の性質上、これらによって当然に、原告表示が上記のような商品等表示該当性を獲得したといえるなどの事情が存するということはできず、原告表示の周知性を基礎付けるに足りないというほかない。

したがって、原告表示は、原告の商品等表示として需要者の間に広く認識されているということとはできない、として原告の請求は棄却された。

【紹介済み判例】

最二決平成31年1月23日 金法2134号77頁

平成30年(許)第1号 譲渡命令に対する執行抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

法務速報214号14番にて紹介済み。

最二判令和元年7月5日 金法2134号73頁

平成30年(受)第1387号 登記引取等請求事件(一部破棄差戻・一部棄却)

法務速報 219号1番にて紹介済み。

最三判令和元年7月16日 判例時報2433号7頁

平成30年(行ヒ)第139号 固定資産価格審査申出棄却決定取消請求事件(破棄差戻)

法務速報219号23番にて紹介済み。

最一判令和元年7月18日 判例時報2433号57頁
平成30年(受)第533号・536号 542号 使用料請求事件(破棄自判)
法務速報219号25番にて紹介済み。

最二判令和元年8月9日 判例時報2433号3頁
平成30年(行ヒ)第299号 措置取消等請求事件(破棄自判)
法務速報220号15番にて紹介済み。

最三判令和元年8月27日 金法2135号86頁
平成30年(受)第1583号 遺産分割後の価額支払請求事件〔上告棄却〕
法務速報 221号1番にて紹介済み。

最一判令和元年11月7日 判例タイムズ1469号52頁
平成30年(受)第755号 地位確認等請求事件(破棄差戻,上告棄却)
法務速報223号23番にて紹介済み。

2. 令和2年(2020年)4月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 201 5

養豚農業振興法の一部を改正する法律

・豚の伝染性疾病的発生の予防及び豚の伝染性疾病的が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和等の措置を講ずることを定めた法律。

・衆法 201 6

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

・地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を令和7年3月31日まで延長することを定めた法律。

・閣法 201 3

所得税法等の一部を改正する法律

・未婚のひとり親に対する税制上の措置,寡婦(寡夫)控除の見直し,非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度の見直し,消費税の申告期限を延長する特例の創設等について定めた法律。

・閣法 201 4

防衛省設置法の一部を改正する法律

・自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため,自衛官の定数を改めることを定めた法律。

・閣法 201 6

地方税法等の一部を改正する法律

・登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設,固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大,個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し等を定めた法律。

・閣法 201 7

地方交付税法等の一部を改正する法律

・令和2年度分の地方交付税の総額の特例措置,地方交付税の単位費用等の改正,公営競技納付金制度の延長,河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるための地方債を起すことができること等を定めた法律。

・閣法 201 8

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律

・自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう市町村の合併の特例に関する法律の期限を10年間延長することを定めた法律。

・閣法 201 9

関税定率法等の一部を改正する法律

・個別品目の関税率の見直し,とん税及び特別とん税の特例措置の創設,暫定関税率の適用期限の延長等について定めた法律。

・閣法 201 10

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

・国際金融公社及び国際開発協会に対する加盟国の出資総額がそれぞれ増額されることとなることに伴い,我が国のこれらの機関への出資額を増額するための措置を講ずることを定めた法律。

・閣法 201 11

労働基準法の一部を改正する法律

・・・民法の一部を改正する法律の施行に伴い、使用人の給料に係る短期消滅時効が廃止されること等を踏まえ、賃金請求権の消滅時効期間等を延長すること、当分の間の経過措置を講ずることについて定めた法律。

・閣法 201 12

雇用保険法等の一部を改正する法律

・・・雇用保険について育児休業給付の失業等給付からの分離による位置付けの明確化、65歳以上の短時間複数就業者に対する適用、雇用保険料率及び国庫負担の引下げの暫定措置の延長等を定めた法律。

・閣法 201 13

土地基本法等の一部を改正する法律

・・・適正な土地の管理についての基本理念、土地所有者等の責務等、政府による土地基本方針の策定等、令和2年度を初年度とする国土調査事業十箇年計画を策定すること等を定めた法律。

・閣法 201 16

電波法の一部を改正する法律

・・・電波有効利用促進センターの業務の追加、特定基地局開設料に関する制度の対象となる特定基地局の追加、衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の用途の特例に係る期限の延長等を定めた法律。

・閣法 201 17

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

・・・下級裁判所の判事の員数を増加する措置、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少させることを定めた法律。

・閣法 201 18

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

・・・在外公館として在セブ日本国総領事館を新設し、在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国日本国大使館の在外公館の名称及び位置の国名を改めること、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等を定めた法律。

・閣法 201 19

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律

・・・文化及び観光の振興並びに地域の活性化を図る上で文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪の促進が重要となっていることに鑑み、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣による基本方針の策定並びに拠点計画及び地域計画の認定、当該認定を受けたこれらの計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めた法律。

・閣法 201 25

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

・・・都道府県知事による飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置の拡充、患畜等以外の家畜の殺処分制度の対象となる家畜伝染病の追加、輸出入検疫に係る家畜防疫官の権限の強化等を定めた法律。

・閣法 201 35

家畜改良増殖法の一部を改正する法律

・・・家畜人工授精用精液等の保存等に関する規制の強化、特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等について容器への表示等の規制の整備と等を定めた法律。

・閣法 201 36

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

・・・家畜遺伝資源の生産事業者間の公正な競争を確保するため、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講ずること等を定めた法律。

3.4月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

秦周平 仲晃一 山中俊郎/編集 新日本法規 288頁 3,850円
契約書リーガルチェックのポイント 例でみるトラブル条項例

中里和伸/著 弁護士会館ブックセンターLABO 608頁 6,600円
判例による不貞慰謝料請求の実務 最新判例編vol.1

中根秀樹/著 新日本法規 276頁 4,180円
遺言執行実務マニュアル

松嶋隆弘/著 ぎょうせい 274頁 3,410円
実務が変わる! 令和改正会社法のまるごと解説

第一東京弁護士会総合法律研究所,会社法研究部会/編集 新日本法規 295頁 3,850円
[新旧対照表付] Q&A 令和元年 改正会社法 株主総会資料の電子提供制度の創設、株主提案権・取締役報酬の規律の見直しなど

酒巻俊雄 龍田節/編集代表 上村達男 川村正幸 神田秀樹 永井和之 前田雅弘 森田章/編集 中央経済社
707頁 6,820円
逐条解説会社法 第6巻 計算等・定款の変更・事業の譲渡等・解散・清算 第431条 第574条

4.4月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

大阪弁護士会 自治体債権管理研究会/編集 ぎょうせい 467頁 5,500円

改正民法対応版 Q&A自治体の私債権管理・回収マニュアル

松本絢子 河合優子/編 西村あさひ法律事務所データ保護プラクティスグループ/著 中央経済社 166頁 2,640円

いますぐわかるCCPAの実務対応

松本博明/編著 萩原泰斗 橋本達裕 宮本太介 能地裕之 菊澤雄一 近藤彩夏 荒岸栞 村實拳汰/著 商事

法務 340頁 3,960円

逐条解説 令和元年改正 独占禁止法 課徴金制度の見直し

TMI総合法律事務所/編著 青林書院 393頁 5,390円

最新青林法律相談31 労働時間の法律相談

岩出誠 織田康嗣 山?貴広 中野博和/著 ぎょうせい 249頁 3,080円

労働契約法のしくみと企業対応Q&A 1冊でわかる新たな雇用ルール

高井・岡芹法律事務所/編著 日本加除出版 322頁 3,740円

判例解説 解雇・懲戒の勝敗分析

5. 発刊書籍<解説>

「契約書リーガルチェックのポイント 例でみるトラブル条項例」

契約書でしばしば用いられる条項例につき、民法改正や裁判例を踏まえて具体的に改善すべき例が解説されている。本書は税理士も執筆しており当該項目にかかる税務上の注意点についても解説されているのが特徴である。リーガルチェックの際に参考になる本である。

「最新青林法律相談31 労働時間の法律相談」

企業の担当者から尋ねられることの多い労働時間に関する法的疑問について丁寧に解説されている。医療や介護などの特定の業種における問題点についても幅広く解説されており、参考になる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。